







































































































住民等の意見の概要及び事業者の見解 (42/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.20-2	<p>1-1 総括的事項</p> <p>①自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要があることを明確にし、方法書に記載すること。</p> <p>*について説明会では風の状況が良いので建設を考えているだけで、三重県知事の意見書に対しての説明はなかった。</p>	<p>自然環境への影響については、どの発電方法をとっても少なからず自然環境への負担がある中で、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さいものと考えています。化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが弊社の務めであると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p> <p>また、津市や伊賀市でも特に中山間のエリアでは人口減少や高齢化が進む中、これまで以上に集落の維持や山の整備に手をかけることが難しくなっていくことが想定されます。そのような地域において、地域の資源を活かしながら風力発電の事業を営むことは、地域の社会資本を持続させていくという意味でも、地域振興の一助になるものと考えておりますので、地域と共生できるような事業になるよう努めて参ります。</p>
No.20-3	<p>②対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取り付道路等の付帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討にあたっては、計画段階配慮事項に掲げた各事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、事業計画に反映させること。</p> <p>*について、全体の説明は無く既設の林道は使うとのコメントはあったが詳細は説明会には反映されず、口ごもっていた。資料を中途半端にまとめたのか、わかっているにもかかわらず説明しないのか疑問がある。</p>	<p>今後、現地調査等を踏まえつつ、各事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、事業計画の検討及び具体化を行います。</p> <p>なお、配慮書から方法書への一部区域の変更の経緯については、方法書の第7章に記載しており、風車や取付道路等は引続き事業計画検討中です。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (43/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.20-4	<p>③累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。</p> <p>*について、環境調査は準備段階だけで行い、風車設置後の環境影響追跡調査を行っていない(河川の土砂の堆積及び魚及び動植物への影響、バードストライク、低周波音等の音波の健康への影響被害の調査等)追跡調査は必要である。</p>	<p>三重県内でこれまでに条例に基づく環境影響評価手続きを経た事業については、三重県公式サイトにおいて毎年度の事後調査報告書が公開されています</p> <p>(<a href="http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/06798006463.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/06798006463.htm</a>)。知事意見にもあるとおり、これらの事後調査結果を参考に、保全措置を検討いたします。また、本事業についても、予測・評価の結果を踏まえ、適切な事後調査を計画いたします。</p>
No.20-5	<p>④次の、個別的事項で述べる各項目に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の見直し及び風車基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。</p> <p>*については、三重県知事の意見書は文化財の調査が漏れている。低減できなければ中止でしょう。</p>	<p>対象事業区域内については、環境影響評価方法書 157～159 頁に示したとおり、周知の埋蔵文化財包蔵地がないことを、既存資料等により確認しています。ただし、今後の環境影響評価手続きや工事の際に、埋蔵文化財の存在が確認された場合は、津市及び伊賀市教育委員会に報告し、法律に基づく適切な措置を講じます。</p>
No.20-6	<p>⑤環境保全措置の検討にあたっては、同様の事業で公開されている事後調査結果等を参考として、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討する事がないようにすること。</p> <p>*追跡調査等住民への安全、安心説明及び調査はアセスには必要である。</p>	<p>三重県内でこれまでに条例に基づく環境影響評価手続きを経た事業については、三重県公式サイトにおいて毎年度の事後調査報告書が公開されています</p> <p>(<a href="http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/06798006463.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/06798006463.htm</a>)。知事意見にもあるとおり、これらの事後調査結果を参考に、環境保全措置を検討いたします。</p>
No.20-7	<p>2. 個別的事項</p> <p>①事業実施想定区域の周辺の住居には、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査及び予測を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から隔離すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>*これは、住民への安心、安全から事業者は説明会で実績を説明すべき。騒音について説明会での説明はこの部分は無かった。風車音について、既設風車を元に現場から距離ごとの音のデータを数値で示し、身体への影響について説明、住民への配慮は必要である。</p>	<p>事業実施区域周辺への騒音の影響については、環境影響評価方法書 270～281 頁に示したとおり、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省、平成 27 年)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成 29 年)等に従い測定します。その結果を踏まえ、設置する風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。なお、既設風車に関するデータは風車機種や地形等の条件が異なることから、一概に参考にできるものではありませんが、社内の他の案件とも情報共有しながら、活かせる知見等があれば活用してまいります。</p>



住民等の意見の概要及び事業者の見解 (44/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.20-8	<p>②風車の影。 *について、風車の設置場所及び隣地にも影響はある。農地法は隣地に影響が出る場合は隣地の承諾が必要である。</p>	<p>風車の影による環境保全対象に対する影響については、太陽高度・方位及び発電施設の高さ等を考慮し、ブレードの回転によるシャドーフリッカーの影響時間(年間時間数、代表的な時期の等時間日影図)を定量的に予測します。その結果については「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(平成25年6月 環境省)に示された指針値に基づき評価を行います。その結果、影響の回避・低減ができない、あるいは効果が十分でないと考えられる場合は、風力発電機の配置の見直し等により影響の軽減に努めます。</p>
No.20-9	<p>③水環境。事業実施想定区域には水源かん養保安林が多く存在し、周辺には水道水源が存在するため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、森林の伐採等による改変及び風力発電設備等の設置工事等で発生する土砂や濁水による水環境への影響を回避又は極力低減すること。また、事業に伴う水道水源への影響については、当該水源を利用する水道事業者と十分に協議すること。 *これは、シーテック社ウィンドファーム笠取は平成31年2月現在、施設管理道路は土砂が長野川に流入する箇所崩壊している。長野トンネルから経が峰、又は安濃ダムに至っての地層は脆弱である。土砂の除去は安濃ダムでは8年以上不要の計画であったが3年で許容を超えている、長野川は笠取ウィンドファームが出来てからは除去が追い付いていない状況です。川は魚の住むうろは無くなり魚は減っている。(地元関係者、三重県及び津市の環境保全への問合わせによる。)</p>	<p>事業実施にあたっては、林地開発許可等の許認可取得が不可欠であり、その過程で関係行政機関に土地改変、並びに河川への影響等も評価頂くこととなりますので、それを踏まえ適切に計画してまいります。</p>
No.20-10	<p>④鳥類調査。 *三重県布引山系には5つのウィンドファーム建設にあたって、環境アセスは気象協会、三重県環境事業団が行ったが、調査は当初の環境アセスだけで必要な追跡調査及び、地元への聞き取り調査は行っていないので、実際の環境への影響は把握していないようだ。(名古屋気象協会、三重県環境事業団への聞き取りによる)</p>	<p>三重県内でこれまでに条例に基づく環境影響評価手続きを経た事業については、三重県公式サイトにおいて毎年度の事後調査報告書が公開されています (<a href="http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/06798006463.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/06798006463.htm</a>)。知事意見にもあるとおり、これらの事後調査結果を参考に、保全措置を検討いたします。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (45/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.20-11	<p>⑤植物及び生態系。                      *環境アセスは気象協会、三重県環境事業団が行ったが、調査は当初だけで追跡調査及び、地元の聞き取り調査は行っていないことから、現実として環境への影響は把握していない。(名古屋気象協会、三重県環境事業団の聞き取りによる)</p>	<p>三重県内でこれまでに条例に基づく環境影響評価手続きを経た事業については、三重県公式サイトにおいて毎年度の事後調査報告書が公開されています                      (<a href="http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/06798006463.htm">http://www.pref.mie.lg.jp/eco/assess/06798006463.htm</a>)。知事意見にもあるとおり、これらの事後調査結果を参考に、保全措置を検討いたします。</p>
No.20-12	<p>⑥景観。                      *文化財的調査は追加する必要があると思う。又、作ろうとする事前の季節の見学会は必要と思う。</p>	<p>対象事業実施区域内については、環境影響評価方法書 157～159 頁に示したとおり、周知の埋蔵文化財包蔵地がないことを、既存資料等により確認しています。ただし、今後の環境影響評価手続きや工事の際に、埋蔵文化財の存在が確認された場合は、津市及び伊賀市教育委員会に報告し、法律に基づく適切な措置を講じます。</p> <p>景観につきましては、まずはフォトモニタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化する手法が第 1 段階と考えており、広く一般的に用いられている手法でもあります。その結果をもとに、国や県の学識経験者、さらには地域住民の皆様からのご意見をいただき、皆様からご理解をいただけるよう、風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいりたいと考えております。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (46/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.20-13	<p>3. カナダ CBC のドキュメンタリー番組 Wind Rush から、専門家 3 人のコメント巨大風車から発生する低周波・超低周波音を明確に解説している。</p> <p>①カナダ国で 28 基の風車が出来てから生活の質が変化した、精神的な偏重と睡眠の質が悪化して日中眠気があるとの結果。</p> <p>②3km 離れても被害が発生する、安全な距離は分かっていないが、イギリスでは 5km 住居から離すと制度で決められている。三重県美里町地元運転中のシーテックの風車へは 2km と近い、今回計画の風車の大きさはシーテックの 1.5 倍、住居からの距離は 1.6km と言っている。発生する騒音は風車の大きさに比例すると言われている。</p> <p>③睡眠が重要なことは医学の基礎です。眠れなくなると体全体に影響が出ると言われている。</p> <p>④環境アセスは高速道路、空港の建設については十分な調査をするが、風車の調査はレベルが低い、許可を出す前に住民への影響やデザインを十分考えるべき。騒音は耳鳴りやめまいや平衡感覚の喪失の原因と言っている。</p> <p>⑤風車は超低周波音の発生源になると言っている、体調を著しく崩す、ワシントン大学のソルト博士は近年の風車は高さが高い、風車にあたって乱流となり、超低周波音が発生しやすい、健康に長期的な影響を与える。超低周波音の測定は困難なため、距離には安全率を加算する必要がある。</p> <p>⑥オールボー大学のモラー博士は音響と電気工学の専門家で、風車の騒音はその発電能力に比例すると言っている。低周波音は窓も屋根を通り抜けると言っている。(今回のグリーンパワーインベストメント社の計画はシーテックの笠取の風車の 1.5 倍あるが、距離は 1,600m と近い。)</p>	<p>風車の影響については、国内及び海外で、多種多様な情報や考え方等が公表されています。本事業では、今後も新たな知見を収集するとともに、専門家の助言も含め、事業計画を検討してまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (47/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.20-14	<p>4.平成 25 年 4 月ウィンドファーム笠取(シーテック社)は自宅から事故風車の距離は 2km 程です。私は家の玄関に居たところ家が吹き飛ばすほどの勢いの風が吹いた、今も事故状況が Web にある書込みでは、風速 42m/s、風車のロータの回転数は 57 回転したので風車はコントロールを失い発電機本体のナセルは落下したとある。羽の先端スピードは 900km/s を超えていたとあります。</p>	<p>ご指摘の事故は他事業者の風力発電所のものですが、ご指摘の事故を含め他の風力発電機の事故についても、国(経済産業省)の委員会において原因の究明と再発防止に向けた議論がなされております。その内容等を踏まえて、設計時に求められる要件や運転開始後の保守点検について規定している関係法令等も改訂されております。</p> <p>本事業の実施時には、そのような過去の教訓も踏まえこれまで以上に安全性の確保に重きを置いた基準に従って設計を行い、第三者機関による認証や国の審査をクリアして建設することになります。</p> <p>また、台風などの暴風時には、安全のために自動的に停止します。具体的には、ブレードを風に対して平行にすることで風の力を逃がし、風車に大きな負荷がかかるのを防ぎます。</p>
No.20-15	<p>5. 所見として ①上記の通り私はシーテック風車の事故にあった体験、今回の 3ヶ所の説明会の状況(質問に対して事業者は答弁出来ていなかった)、騒音による人体への影響、計画地の地層は脆弱(現在シーテックの管理道路は現在崩落があり行政は河川の土砂撤去に浪費している)、対象の山林は文化的及び信仰の山、地元民は心身の健康増進に日常的に使っている身近な山である。集落に近すぎる、津市の近くには計画されている様な大型風車は無く現場体験は出来ない、グリーンパワーインベストメント社は地元の会社ではないのでトラブルったときの対応能力は不安がある、そのようなことで風車計画されているので不安要素が多い。</p>	<p>ご心配されている、騒音、地形・地質、水質、人と自然との触れ合いの活動の場などを含めた環境影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p> <p>また、今後事業計画の熟度を高めていく過程で、より多くの地域の皆様のご意見を賜り、地域の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。</p> <p>なお、稼働後については現地に管理事務所を設置し、運転保守対応に当たります。何かしら問題が生じた場合には、原因や状況を調査した上で、対応を検討してまいります。</p>
No.20-16	<p>②平成 31 年 2 月 20 日裁判所は福島第一原発自己責任で国及び東電の責任を認めた。又日本の山林は戦後国策で多くの人工林を作った、植林後に放置した結果花粉症、災害の発生源にもなっている。何れも人災と思われる事から、グリーンパワーインベストメント社の今回の風車建設は適切ではないと思う。</p>	<p>まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (48/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.21		
No.21-1	<p>1. 前例の少ない大きさの風力発電機の計画であるのに、環境影響評価の根拠に乏しい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本でも世界でも例の少ない巨大な風力発電機 3,000kw 以上を多数建設する計画である。750～1,800kw 機でも 1～3km の範囲で被害や苦情が多いのに、被害が出ないとする根拠が十分ではないので示すべきである。</li> </ul>	<p>方法書段階までの手続きは、主に既存文献等の資料調査結果を取りまとめた結果に基づくものとなっております。そのため、182 頁に記載したとおり、今後の手続きにおいては「設置予定の風車の諸元に基づく予測を行うことで、影響の程度を把握する」とともに、「予測結果を踏まえ、周辺住居への影響を極力低減できるよう風力発電機の設置場所や基数及び機種を検討する」ことで、事業による重大な環境影響を回避又は低減できるよう努めてまいります。</p>
No.21-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンパワーインベストメント現有の高知県大洞山ウインドファームなどでの被害の実態を詳しく分析し、対策を示すべきである。また、説明会で「当社の高知県の施設では全く被害などは出ていません。地元の皆さんも「意外に静かだな」と言っていました。私が住んでいたデンマークとドイツでもそこらじゅうに風車がありましたが被害の話は聞きませんでした」と説明しているが、新聞報道、現地調査等から考えて、間違いであるので、率直に訂正し、分析し、防止対策を示すべきである（添付資料）。</li> </ul>	<p>弊社が営業運転している大洞山ウインドファームについて、一部の方から騒音・低周波音について苦情の申し出があったのは事実ですが、その後それを受け 2018 年に風車近傍の複数集落において事後調査を実施しました。事後調査の結果、騒音・低周波ともに基準値を下回る結果となっており、調査結果については関係各所にご報告しております。もちろん、基準値を下回るからといって全く問題ないというわけではなく、引き続き状況の把握に努め、適宜適切に対応しているところです。</p>
No.21-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音や低周波音、超低周波音は風向、風速、地形を考慮した予測を、自社現有の高知県大洞山ウインドファームなどでの実測に基づいて示すべきである。</li> </ul>	<p>事業実施区域周辺への騒音の影響については、環境影響評価方法書 270～281 頁に示したとおり、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省、平成 27 年）、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（環境省、平成 29 年）等に従い測定します。その結果を踏まえ、設置予定の風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。なお、既設風車に関するデータは風車機種や地形等の条件が異なることから、一概に参考にできるものではありませんが、社内の他の案件とも情報共有しながら、活かせる知見等があれば活用してまいります。</p>
No.21-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測はシミュレーションだけではなく、自社現有の巨大風力発電機の実測データを使用するべきである。</li> </ul>	<p>既設風車に関するデータは風車機種や地形等の条件が異なることから、一概に参考にできるものではありませんが、社内の他の案件とも情報共有しながら、活かせる知見等があれば活用してまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (49/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.21-5	<p>・風力発電機間の騒音、低周波音の相互作用、干渉、増幅を実測値に基づいて予測を示すべきである。</p>	<p>事業実施区域周辺への騒音の影響については、環境影響評価方法書 270～281 頁に示したとおり、調査、予測・評価を行い、影響等を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電機の配置の見直し等により影響の軽減に努めます。予測にあたっては、今回の対象事業実施区域の地形等を考慮するとともに、全ての風車について計算し、それらを合成した予測値を算出します。</p>
No.21-6	<p>・風力発電機による騒音、低周波音の発生周期が特に人間に不快感や被害を起しやすとする研究(カナダなど)があるが、それについて分析し、予測を行うべきである。</p>	<p>騒音(低周波音を含む)については、現地測定を実施し、設置する風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。なお、評価にあたっては、環境基準だけでなく、わずらわしさ(アノイアンス)を考慮した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(平成 29 年 5 月 26 日環境省)も参考といたします。なお、引き続き最新の知見の収集に努め、適切な調査・予測・評価を実施してまいります。</p>
No.21-7	<p>3. シャドーフリッカーについて                      ・風車に夕日が沈む、あるいは朝日が昇るのが見える周辺の非常に広範な地域でシャドーフリッカーが出る可能性がある。防止対策は「適切に対処する」というあいまいなものではなく、建設場所の変更などの具体的防止対策を示すべきである。</p>	<p>一般的にシャドーフリッカーは早朝及び夕方の太陽高度の低い時間帯に大きく影響します。予測は、夏至、秋分、冬至、春分及び年間を対象に影響時間を算定します。その結果については「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(平成 25 年 6 月 環境省)に示された指針値に基づき評価を行います。評価の結果、影響が回避、低減できていない場合は、風力発電機の配置の見直し等による影響の軽減に努めます。</p>
No.21-8	<p>4. 環境影響調査の基礎データについて                      ・基本的に自前の風況ポールによる風向、風速データをまずは示すべきである。</p>	<p>現在、風況調査を実施しておりますが、風況は季節を通して変化しますので、一定期間継続して観測し、その結果を手続きで活用することを検討致します。</p>
No.21-9	<p>5. 残土処理場について                      ・残土処理場が示されていないので、その場所と規模を示し、環境影響評価を示すべきである。</p>	<p>今後、事業計画の熟度を高める中で、残土処理場についても検討してまいります。準備書段階では、調査結果とともにより具体的な工事内容をお示しする予定です。</p>
No.21-10	<p>6. 広大な資材置き場などについて                      ・広大な資材置き場が必要になると考えられるが、その場所と規模を示し、環境影響評価を示すべきである。</p>	<p>今後、事業計画の熟度を高める中で、資材置き場についても検討してまいります。準備書段階では、調査結果とともにより具体的な工事内容をお示しする予定です。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (50/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.21-11	<p>7. 土砂崩れ防止対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風車サイトの排水は、青山高原などで使われているポリエチレンパイプ(蛇腹パイプ)で中腹まで引いて放流する計画が多いが、これではパイプへの落ち葉、小枝、土砂の流入防止対策が不十分で、パイプに異物が詰まった場合の管理対策も不十分である。青山高原では同様の施設で、パイプが破れてあるいはパイプを伝って来た水流の影響で周辺の沢がえぐれて崩壊している事例が見られるので、違う対策を検討するべきである。</li> </ul>	<p>排水対策について、他事例のご紹介ありがとうございます。頂いたご意見を踏まえ、対策を検討してまいります。</p>
No.21-12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り付け道の排水対策、道路側溝、十分な面積の沈殿池の設置をするべきである。</li> </ul>	<p>排水については、分散排水を基本とし、取付道の排水対策、道路側溝、沈砂池の設置などを検討してまいります。</p>
No.21-13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この山の土質(岩砕が約30m積み重なっている)から考えて、法面の勾配が急すぎ、土砂崩れ対策が不十分である。土砂崩れを起こさない勾配に変更するか、工法を再検討するべきである。</li> </ul>	<p>今後、地形・地質、地盤調査を踏まえ、関係機関とも協議し、工法等の工事計画を検討してまいります。</p>
No.21-14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青山高原では、のり面緑化に成功している場所は稀で、土砂崩壊が起こっていない場所も稀で、9年立っても復旧工事が終わらない場所が多数見受けられる。その原因を詳しく分析した上で、それに基づく防止対策を示すべきである。</li> </ul>	<p>近隣の既設の風力発電所は他事業者によるものですが、公開情報の収集に努めるなどして、教訓を活かしながら、本事業の事業計画の熟度を高めてまいります。</p>
No.21-15	<p>8. 送電線関連について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変電所、開閉所、送電線の環境影響評価が必要である。</li> </ul>	<p>送電設備については、電気事業法において「送電用のもの」に該当します。環境影響評価法においては、「発電用のもの」を環境影響評価の対象とすることとなっておりますので、送電設備については環境影響評価では取り扱いませんが、送電線は極力既設道路に地下埋設する等、配慮してまいります。</p>
No.21-16	<p>9. 鳥類、特に猛禽類、渡り鳥の調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シーテックでは、大雨であろうと、濃霧であろうと、黄砂であろうと、月のはじめの3日間を調査日としており、渡り鳥調査は12月に目視で風車直下で行っていたが、</li> <li>・調査は、見通しの良い快晴の日に限り最低でも毎月1週間は実施するべきである。</li> </ul>	<p>猛禽類調査は、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年 環境省)や「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法&lt;改訂版&gt;」(平成21年 財)ダム水源地環境整備センター)に基づき、毎月3日間連続の調査を計画しています。</p>
No.21-17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡り鳥調査は3~6月、9~11月に、レーダーも用いて夜間も実施するべきである。</li> </ul>	<p>本環境影響評価方法書にも記載しておりますとおり、現時点で春季及び秋季にレーダーを用いた調査(夜間も含め)を実施する計画としております。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (51/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.21-18	<p>10. 特にクマタカについて</p> <p>・青山高原の自然を守る会では、青山高原で風力発電所建設によりクマタカやノスリ、ハチクマ、オオタカが激減したのに、事業者は影響はないとしている。この教訓を踏まえ、今回は当会を挙げて、諸団体と協力して阻止する覚悟である。</p>	<p>ご指摘の種を含めた希少猛禽類については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年環境省)や「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法&lt;改訂版&gt;」(平成21年(財)ダム水源地環境整備センター)に基づいた手法で調査・予測を行い、事業による影響を適切に把握するとともに、必要な保全措置を検討してまいります。</p>
No.22		
No.22-1	<p>2月6日に美里町での説明会に参加した、経ヶ峰の麓、細野地区に住むものです。説明会中の色々な立場の方の意見や、その後個人的に知り得た情報より、平木阿南WF、WF津芸濃の計画に反対致します。</p> <p>クリーンなエネルギーが必要なことは理解しています。風という自然を利用する発電は当初は素晴らしいとさえ思った事もありました。しかし、形が変わってしまった山、山肌を縦走するかのような巨大な送電線、見るに堪えません。自然利用が自然を壊すなんて本末転倒です。</p> <p>青山高原に始まり桂畑地区まで風車が増殖してきた今、もうこれ以上勘弁して下さい。</p>	<p>自然環境への影響については、どの発電方法をとっても少なからず自然環境への負担がある中で、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さいものと考えています。化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが弊社の務めであると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p>
No.22-2	<p>2018/6/18 長周新聞にある御社の大洞山WFによる低周波音での健康被害の記事についてはご存知かと思いますが、ブレードのブンブンという音は桂畑の他社の発電機で経験済みですので余計に看過できません。</p>	<p>事業実施区域周辺への騒音については、環境影響評価方法書270～281頁に示したとおり、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省、平成27年)、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成29年)等に従い測定し、その結果を踏まえ、設置予定の風車の諸元をもとに、その影響について予測し、必要に応じて適切な保全措置を検討いたします。</p>



住民等の意見の概要及び事業者の見解 (52/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.22-3	<p>また、私事ですが、他市に居りました息子が、生まれた子供のために自然豊かな故郷に戻ってきてくれました。それなのに健康被害が起こるかもしれない風力発電の建設は言語道断です。以上により断固反対を表明致します。</p>	<p>環境アセスメントの手続きを通して、騒音、低周波音、風車の影といった生活環境に影響を及ぼす可能性のある要素について調査・予測・評価を行い、健康被害を生じさせない事業とするべく、事業計画の熟度を高めてまいります。また、地域の皆様のご心配を減らすことができるよう、調査結果や計画内容についてはしっかりとご説明させて頂きたいと存じます。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (53/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.23		
No.23-1	<p>1. クマタカについて</p> <p>当該風力発電はクマタカの棲息繁殖地に計画されている。</p> <p>クマタカへの影響は1) 風車への直接の衝突、2) 風車による繁殖効率の低下 3) 風車を忌避して繁殖地放棄の3点がある。方法書では風車への衝突についてどのように解析するのか明らかでない。「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き(環境省)」では網羅的にいくつかの手法、衝突モデルが述べられている。また、記載されている手法、衝突モデルについても「モデルの制度を野外で検証した例はほとんどなく、」(同書 P3-64)とされている。検証されていない手法に基づいての評価は極めて危険であり、クマタカの棲息、繁殖の維持を保証するものといえない。</p> <p>全国各地でクマタカの生息地に風車が立てられているが、クマタカが衝突しても、山林内では発見される確率は極めて低い。また、衝突した鳥を発見するための調査は行われておらず、風車点検時に偶然発見する程度でしかない。このような状況ではクマタカの衝突が過少に評価されている可能性は否定できない。</p> <p>また、2) 風車による繁殖効率の低下 3) 風車を忌避して繁殖地放棄については方法書で、全く記載されておらず、影響が無視されている。しかし、徳島県大河原風力発電では風車の設置後、数年でクマタカがいなくなっており、今回の計画でも繁殖地放棄が起きないとはかぎらない。また繁殖効率の低下については5年から10年の長期間の調査が必要であろうが、そのような記述は方法書にない。</p> <p>本方法書では「調査・予測及び評価の手法」として営巣環境、採餌環境、餌資源量を挙げ、評価するとしているが、手法の著述は具体性がない。とりわけ営巣環境についてはどのように評価し、風車建設による影響をどう解析するのか全く書かれていない。また採餌環境について評価と風車建設の影響をどのように算出するのか具体性がない。</p> <p>今回の方法書は著しく不備である。当計画が実行されれば、棲息繁殖するクマタカに重大な影響を及ぼす可能性が高い。</p>	<p>ご指摘の種を含めた希少猛禽類については、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年環境省)、「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法&lt;改訂版&gt;」(平成21年(財)ダム水源地環境整備センター)及び「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成27年 環境省)に準拠した手法で調査、予測、評価を行い、事業による影響を適切に把握するとともに、専門家にヒアリングを実施し、必要な保全措置を検討してまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (54/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.23-2	<p>2. サシバなどの渡りについて</p> <p>サシバなど渡り鳥の岬や峠など特定場所では毎年ほぼ一定な飛行が観察されるが、それ以外の内陸のルートは不安定であり、その時にその日の風向、風速、天候により、渡る個体数が著しく変化する。1年や2年の調査で、渡りを把握できない渡りへの影響を評価するには最低3年、すなわち3季の調査が必要である。</p>	<p>渡り鳥については、「風力発電のための環境影響評価マニュアル第2版」(平成18年 NEDO)及び「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」に従い調査を実施します。</p> <p>詳細については、国や県の環境影響評価の委員会に諮り、確定した調査内容に基づき実施いたします。</p>
No.23-3	<p>3. その他の鳥類</p> <p>ヤマドリについては県内の個体数も少なく、問題が大きい。計画地の棲息密度を算出し、風車建設とそれに伴う改変により、失われると想定される個体数を算出すべきである。</p>	<p>ヤマドリについては、主にラインセンサス調査によって生息の有無の確認及び個体数を計数し、踏査距離と観察幅に面積を乗じて生息密度を算出することとしています。</p>
No.23-4	<p>以上から、本方法書に記載された内容では鳥類に対する影響を十分に把握しえない。</p>	<p>環境影響評価の実施にあたっては、「発電所に係る環境影響評価の手引」(平成29年 経済産業省)に準拠するとともに、鳥類については「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(平成27年 環境省)や「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年 環境省)、「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法&lt;改訂版&gt;」(平成21年 財)ダム水源地環境整備センター)等に基づき、調査、予測、評価を実施するとともに、専門家にヒアリングを実施し、必要な保全措置を検討してまいります。また、方法書や準備書の段階で国や県の環境影響評価の委員会に諮り、指摘事項等に適切に対応してまいります。</p>
No.23-5	<p>また、夜間飛翔するヨタカへの影響も評価すべきであるがこれについても記載がない。</p>	<p>ヨタカを含む夜行性動物については、夜間調査を実施することにより生息状況の把握を行い、その結果を基に予測・評価を行います。</p>
No.23-6	<p>経ヶ峰に連なるこの山城は登山、ハイキングなどの野外レクリエーションの場として利用されている。当会会員も探鳥や登山などに利用している。このような場に巨大な風車を多数設置すれば、自然に親しむ野外レクリエーションの場としての価値を著しく下げることになる。</p> <p>以上の理由から日本野鳥の会三重は現状では本計画に反対である。方法書を出しなおすか、あるいは計画を撤回すべきである。</p>	<p>登山への影響など、人と触れ合いの活動の場を与える影響については、今後環境影響評価の中で、現地調査を実施し、影響の把握に努めるとともに、環境に配慮した事業となるよう事業計画の熟度を高めてまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (55/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.24		
No.24-1	<p>津市の西方にそびえる、経ヶ峰(819m)は古くから市民に親しまれ信仰の山としても登山ハイキングする人が絶えません。私も74歳になりますが、経ヶ峰の麓で生まれて子供のころから慣れ親しんだ山です。</p> <p>最近ではハイキングブームもあって、県内外からの多くの登山者が年間数万にあります。私が卒業した、津高等学校では昔の旧制中学時代に鍛錬のため毎年冬に雪中登山が行われていました。また市内の小中学校でも遠足で多くの子供たちが登っています。来年には津高校創立140周年記念の登山も予定されています。(前回9年前ですが、130周年記念の山頂での写真を添付します)</p> <p>計画されてる風車は登山道に面しているところが多くあります。もし事故があれば問題は重大です、今後に及ぼす影響は大きいと思います。私は、原発が停止されて再生エネルギーが必要なことは十分に分かっています。むしろ推進されるべきと思っています。だけど、経ヶ峰周辺に設置することはないでしょう、他に影響の少ない土地を探して下さい。経ヶ峰周辺への設置は、絶対に反対です。以上</p>	<p>ご理解いただいているように、再生可能エネルギーの普及拡大が急務となっており、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが弊社の務めであると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p> <p>経ヶ峰が地域の眺望対象となっていること、多くの登山者に利用されていることについて、本事業による影響を「景観」「人と自然のふれあい活動の場」という項目で、今後、調査・予測・評価を実施してまいります。その結果をもとに、国や県の学識経験者、さらには地域住民の皆様からのご意見をいただき、皆様からご理解をいただけるよう、風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいりたいと考えております。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (56/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.25		
No.25-1	<p>経ヶ峰から芸濃町側にある笹子谷林道を登山口まで観察しながら、平成 18 年に友人と歩きました。溪流沿いの笹子谷林道の野鳥・雑木・山野草の素晴らしさに感動して、この 1 年間は毎月観察に出かけました。</p> <p>実はその時にもう林道工事が始まっていて、私達が歩く林道は工事車両が走るの、道路は傷んでしまいました。</p> <p>その後台風・集中豪雨・工事の影響などで車道が通行止めも度々…やっと思えるようになったら何とあの美しい溪流は無残な姿になってしまっていました。</p> <p>その後山登りに誘われこの経ヶ峰のいろんな登山道を知りすっかり経ヶ峰が大好きになりました。山の西側は自然林で私達登山者にとっては素敵なのですが、昔の山主さんは陥没崩落で植林ができないのを知っていたようです。ところで今回風車の話が突然出てビックリしました。この出来るであろう林道が風車を呼び込んだのでしょうか？しかしよく調べたら平成 6 年～平成 20 年の予定で林道建設が始まったそうなのですができないので 30 年に延長したとか…でも現在も全然出来ていません。笹子谷林道奥の駐車場から先の工事はこの 10 年以上放置されてます。これで分かるようにこの山の地盤がいかに悪いか、この現場を見て欲しいです。</p> <p>せっかく出来た新しい道に穴が開いて沈没・・経ヶ峰の麓の方でも壊れた箇所があります。20 年以上かけても道路ができないほどこの工事は困難なのです。こんな悪い地盤に大きな風車など立てたら大変だと思います。もしこの工事が始まり途中でやはり無理だから止めようとなったら最悪です。今後東南海地震も来るかもしれません。もっと・もっと調べて頂きたいと思いません。勿論建設を止めて頂きたいです。</p>	<p>事業の実施にあたっては、詳細な地質調査等を実施し、各種基準に基づく適切な設計を行い、安全面に十分配慮してまいります。</p>
No.26		
No.26-1	<p>(1)方法書説明会で、風力発電機の基礎に 500 m<sup>3</sup> から 600 m<sup>3</sup>のコンクリートを使用すると事業者から回答があったが、正確な使用量を示されたい。</p>	<p>詳細については、今後事業計画の熟度を高める中で検討していくものになります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (57/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.26-2	<p>(2)方法書の説明会で、「(改良した土地は)現状回復する」と事業者から説明があった。当然、風力発電機の基礎に使用するコンクリートもすべて撤去し、現状回復するものと考えられるが、事業者からは「地権者と相談する」との回答に留まったが、先述した通り、現状回復をするのであれば、事業者の責任で、基礎に使用するコンクリートをすべて撤去し、コンクリートの重さによって変容した地下の地質も補修し、半永久的に管理すべきものとする。その旨、土地の契約書に記載すること。</p>	<p>資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン(風力発電)では、「FIT法による調達期間終了後も、適宜設備を更新することで、事業を継続するように努めること。」との指針が示されており、弊社としても地域の資源を活用した”持続可能な”発電事業として20年の調達期間終了後も事業を営んでいくことが、再生可能エネルギーの普及の目的にも適うものと考えております。</p> <p>一方、事業期間終了後、社会情勢や地元の受け入れ環境の変化などにより事業を終了し風車を撤去する場合、基礎については斜面の安定等も考慮しながら撤去し、土の埋戻し等の処理を行うことを想定しておりますが、具体的には地権者様や関係機関と協議の上、方法を検討いたします。</p>
No.26-3	<p>(3)この事業で土地の賃料以外に、地域住民、森林組合、自治会、自治協議会等の個人及び各種団体に、地域振興費、地元協力金、迷惑料等を支払う予定があるように聞く。詳細を示されたい。</p>	<p>弊社では地域で再生可能エネルギー事業に取り組む姿勢として、発電によって電力を生み出すことだけが目的ではなく、地域の資源を活用させていただく以上、地域振興にもつながる取り組みを地域の皆様と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>本事業については計画段階であり、具体的にどのような取り組みができるかは、事業計画の熟度を高めていく中で、地域の方々と協議しながら検討を進めてまいります。</p>
No.26-4	<p>(4)環境影響評価法施行規則第9条第1項に、「準備書の公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行う。①官報への掲載②関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載③関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載④時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載」(準備書も同様)とある。今回、方法書の公告は「④時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載」という方法で行われたが、方法書説明会でも指摘があったように、準備書の公告は「③関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載」という方法で行い、広く住民に周知を図るための努力すること。</p>	<p>地域住民の皆様への周知方法については、皆様からいただいたご意見を踏まえ引き続き検討してまいります。先般の方法書説明会のお知らせに際しては、主要な日刊新聞紙への掲載に加えて、市役所の支所などの縦覧場所でのチラシの設置、三重県および弊社HPへの掲載、一部地域での回覧・配布といった方法を取りました。今後は、関係市町村とも協議の上、ご指摘いただいた広報誌への掲載も含めて検討してまいります。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (58/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.26-5	<p>(5)平成 30 年 7 月に閣議決定された「第五次エネルギー基本計画」の 3 項で「現状において、太陽光や風力など変動する再生可能エネルギーはダイヤモンドコントロール、揚水、火力等を用いた調整が必要であり、それだけでの完全な脱炭素化は難しい」とあり、また、7 項で「再生可能エネルギーを大量に導入するには様々な課題があること同時に明らかになってきている。例えば、現状において、太陽光や風力など変動する再生可能エネルギーは火力・揚水等を用いて調整が必要であり、それ単独では脱炭素化を実現することはできない。」とあることから、現状において、風力発電は発電時には二酸化炭素を排出しないが、発電した電気を使用する際に、調整電源としての火力発電を通じで二酸化炭素を排出する可能性がある」と理解できる。しかし、本方法書の事業者の見解では、二酸化炭素の排出抑制効果は示されているものの、調整電源が二酸化炭素を排出する可能性については言及がなされていないが、事業者が事業実施の理由に国のエネルギー政策を引き合いに出しているところを見ると、調整電源の二酸化炭素排出については当然把握しているはずである。現に方法書に「再生可能エネルギーは、〔中略〕<u>発電時に</u>二酸化炭素を排出しないことから温室効果ガスの排出削減にも貢献できると期待されており〔後略〕」と、「発電時に」と限定して記載していることから、調整電源の二酸化炭素排出について把握していることが伺える。事業者都合のいい「二酸化炭素を排出しない」という情報だけを意図的に記載し、言い換えれば、事業者都合の悪い「二酸化炭素を排出する」ということを意図的に記載せず、住民に誤解を与えるような表現は以後改めること。</p>	<p>エネルギー基本計画の中では、この先の日本全体のエネルギーをどのようにまかなっていくべきかというエネルギーミックスについて議論されております。</p> <p>引用頂いている文章の前段には「エネルギー情勢は時々刻々と変化し、前回の計画の策定以降、再生可能エネルギーの価格が世界では大幅に下がるなど大きな変化につながるうねりが見られるが、現段階で完璧なエネルギー源は存在しない。」との前置きがあり、現時点では火力、原子力、再生可能エネルギーのどのエネルギーも万能でないという趣旨になっています。</p> <p>確かに、現時点で再生可能エネルギーは万能ではなく、再生可能エネルギーだけで日本の電力全てをまかなうことはできません。太陽光や風力などは出力が変動する電源ですので、需要と供給を一致させるためには、揚水や火力等を用いた調整が必要になるのはご指摘の通りです。しかし、電力会社の送電線の中で他の発電所で作られた電気と一緒に需要家のもとに届けられますので、風力発電で発電した分、他の火力などの発電所の出力を減らすことにつながり、二酸化炭素の排出削減にも貢献できるものです。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (59/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.26-6	<p>(6) この事業により発電された電気を使用することにより、どこかの火力発電所の出力が抑えられ、どれだけの量の二酸化炭素の排出が抑制されるのか、具体的なデータを示されたい。また、売電先の中部電力は調整電源の火力発電を確保していないように思う。つまり、売電された電気は使用されていないということになるが、事業者が売電した電気を中部電力が使用するという根拠を示されたい。仮に、売電した電気を中部電力が使用するかどうか不明なままに、事業を推進するというのであれば、まさに金儲けが目的の事業であるということになる。</p>	<p>固定価格買取制度に基づいた再生可能エネルギー発電事業では、発電した電気は電力会社が買い取るものが約束されます。本事業によってつくられた電気については、中部電力(株)の送電線の中で他の発電所で作られた電気と一緒に需要家のもとに届けられます。</p> <p>電気は基本的に貯めることができないので、需要と供給のバランスを保つ必要があります。もし需要以上に発電され電気が余る場合には、あらかじめ決められた順に、電源を確実に制御するという「優先給電ルール」が設けられています。再生可能エネルギーが制御される順番は、火力発電の制御や他のエリアへの融通などよりも後ろに位置付けられており、優先して利用することが担保されています。送電ネットワークは多数の発電所や需要家から構成される複雑なものであり、本事業によって発電した分、どの火力発電所の出力を減らすということが1対1対応で決まっているものではありませんが、風力発電で発電した分、他の火力などの発電所の出力を減らすことにつながります。</p>



住民等の意見の概要及び事業者の見解 (60/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.26-7	<p>(6)方法書説明会には、株式会社グリーンパワーインベストメントから2名が出席していたが、その内1名はかなり訓練されている様子で、時に厳しい意見があろうが終始無表情で淡々と機械的に対応していたが、もう1名は説明会開始前から目が充血しており、また目が泳いでおり、訓練不足であることが容易に想像できた。このように、自らの感情を殺し、ロボットのようにインプットされた情報をアウトプットすることを繰り返すような、謂わば「スキル」を身に付けなければ、成し得ることができない事業が果たして世のため人のためになるのだろうか。この事業は一民間企業の金儲け、あるいは株式会社日本政策投資銀行(財務省の最重要の天下り機関といわれる)をはじめとする株主の金儲けが目的の事業ではないのか、ということを問う。また、環境影響評価方法書を委託された事業者である一般社団法人三重県環境保全事業団からは津市出身の職員(野生植物に造詣が深いという)をはじめ複数名が出席していたが、彼らは説明会で多数の反対の声を聞いても、同じ三重県民として、また自然を愛する個人として、今後もこの事業に関わっていくのであろうか。企業人としての心情は慮るが、しかし、一民間企業の金儲けに加担し、自然環境を取り返しが付かない状態にしてもなお、どうしてもその仕事をしなければ食っていけないのか、ということを問う。また、こどもたちに胸を張って伝えられる仕事なのか、ということもあわせて問う。以上</p>	<p>次の世代にどのような環境を引き継いでいくかという観点でも、自然エネルギーを少しでも普及させることで、地球温暖化の防止や持続可能な社会の実現につながると考えております。</p> <p>本事業の実施によって想定される自然環境や生活環境への影響について、調査、予測、評価を実施するのが、環境影響評価手続きになります。まずは、この環境影響評価手続きを通じて、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (61/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.27		
No.27-1	<p>「環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見」</p> <p>私は、現在年々顕著になっている「地球温暖化」はとても大きな問題で、その防止のためには、自然再生エネルギーへの転換、拡充は必須だと考えています。従って、青山高原一帯で開発されているような風力発電所も必要であるとは思いますが。しかし、その開発で重要なことは、風力発電所などの自然再生エネルギー発電も、本来、人間の暮らしの為に作られるものである以上、人間の暮らし、および周辺環境への影響が最小限となるような、バランスの取れた調整がとても重要、必要不可欠であるということです。自然再生エネルギーであれば、どこでも作って良い訳ではありません。周辺地域の暮らし、歴史、自然環境への十分な配慮をして、計画されるべきだと考えます。</p> <p>そういう意味において、今回の「平木阿波ウィンドファーム」は、周辺への影響が大き過ぎると感じました。そこで「平木阿波ウィンドファーム」計画は撤回、事業は中止すべきであると考えます。その理由は次の通りです。</p>	<p>自然環境への影響については、どの発電方法をとっても少なからず自然環境への負担がある中で、再生可能エネルギーは火力や原子力といった他の発電方法に比べて自然環境への負担は小さいものと考えています。化石燃料の枯渇問題や化石燃料の利用に伴う地球温暖化・気候変動の問題に対して解決策を見出そうとすると、原子力発電の再稼働に対する見通しが不透明な中、再生可能エネルギーの普及拡大は公益にも大きく資するものであり、限られた候補地の中で、少しでも再生可能エネルギーの普及を進めて行くことが弊社の務めであると考えています。だからといって、むやみに自然環境を犠牲にしても良いとは考えておらず、この環境影響評価の手続きを通して、本事業の環境影響はどの程度なのかを把握しながら、事業計画を適宜検討することで、環境に配慮した事業にしていきたいと考えております。</p>
No.27-2	<p>・『景観』について</p> <p>「経ヶ峰」は津市の名峰で、市街地からの眺め、あるいは山頂からの眺めが素晴らしく、古くから津市民を始め多くの方から愛されている山です。その周辺での直径 100mの大規模風力発電所は、山頂からの 360 度パノラマの素晴らしい景観が台無しになってしまいます。また、市街地から経ヶ峰を仰ぎみたときに山裾に巨大な風車があるのはなんと興ざめな気持ちを抱くことでしょう。</p>	<p>経ヶ峰の眺めへの影響については、今後の手続きにおいて、フォトモンタージュの作成により、現況の景観からの変化を可視化します。その結果をもとに、国や県の学識経験者、さらには地域住民の皆様からのご意見をいただき、皆様からご理解をいただけるよう、風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
No.27-3	<p>・『リクレーション』について</p> <p>「経ヶ峰」はハイキングコースとして親しまれており、登山ルートも様々な方向から登れるよう整備されています。「平木阿波ウィンドファーム」周辺にも登山ルートがあり、本来、野鳥のさえずり、溪流のせせらぎを楽しめる所に、風切り音が不気味に響き渡り、近くを散策するハイカーには恐怖感すら感じてしまいます。</p>	<p>経ヶ峰の登山ルートへの影響については、今後の手続きにおいて、現在の登山道の利用状況等を把握するとともに、それらへの影響を予測します。その結果をもとに、国や県の学識経験者、さらには地域住民の皆様からのご意見をいただき、皆様からご理解をいただけるよう、風車配置を含めた事業計画の検討を進めてまいりたいと考えております。</p>

住民等の意見の概要及び事業者の見解 (62/62)

意見番号	意見の概要	事業者の見解
No.27-4	<p>・『自然生物環境』について</p> <p>「経が峰」周辺には、まだ多くの豊かな自然環境が残されており、現時点では生物多様性が維持されています。当地域は、クマタカの生息地、および渡り鳥のルートであると聞いています。すでに青山高原には 90 基程度の巨大風車があり、そこでバードストライクなどの被害があるとのこと。その青山高原に隣接する「経が峰」エリアに、大規模な風車を作ってさらに被害を大きくする意義は無いと思います。</p>	<p>ご指摘の種を含めた希少猛禽類や渡り鳥への影響については、近隣多事業の環境影響評価図書・事後調査報告書等の情報を収集するとともに、「猛禽類保護の進め方」（平成 24 年 環境省）や「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法&lt;改訂版&gt;」（平成 21 年 財ダム水源地環境整備センター）等に準拠した手法で調査・予測を行い、事業による影響を適切に把握し、必要な保全措置を検討してまいります。</p>
No.27-5	<p>・『経が峰の歴史』について</p> <p>「経が峰」は、古くから聖地として大事にされ、信心深い武士が山裾に「お経」を埋めたことがその名前の由来であるとされています。このように地域に大事にされ愛され続けている山なのです。その山に「巨大風車」はどう考えても似合いません。</p> <p>以上です。どんな事業であっても、「社会への貢献」が本質であると思いますし、だからこそ、事業者側の方にとっても、地域に喜ばれる事業になるかどうかは、とても重要なことであろうと思います。ご検討、よろしく願いいたします。</p>	<p>今後事業計画の熟度を高めていく過程で、より多くの地域の皆様のご意見を賜り、地域の皆様と共生できるような事業になるよう努めて参ります。</p>